

松江市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松江市特別職の職員の給与に関する条例（平成 17 年松江市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
区分	給料月額	区分	給料月額
市長	<u>1,112,000 円</u>	市長	<u>1,073,000 円</u>
副市長	<u>906,000 円</u>	副市長	<u>874,000 円</u>
教育長	<u>777,000 円</u>	教育長	<u>750,000 円</u>
上下水道事業管理者 交通事業管理者	<u>741,000 円</u>	上下水道事業管理者 交通事業管理者	<u>715,000 円</u>
病院事業管理者	<u>1,082,000 円</u>	病院事業管理者	<u>1,044,000 円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。